

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	育和白鷺学園		
運営法人名称	社会福祉法人育和白鷺学園		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長 岡田 百代		
定員（利用人数）	254 名		
事業所所在地	〒 546-0002 大阪府大阪市東住吉区杭全3-9-17		
電話番号	06 - 6719 - 2697		
F A X 番号	06 - 6719 - 2698		
ホームページアドレス	https://ikuwashirasagi.or.jp		
電子メールアドレス			
事業開始年月日	昭和 27 年 7 月 1 日		
職員・従業員数※	正規	19 名	非正規 22 名
専門職員※	保育士 27名 看護師 1名 栄養士 1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室(乳児室-1、1歳児室-2、2歳児室-2、3歳児室-2、4歳児室-2、5歳児室-2) 調乳室、調理室、事務室兼医務室、トイレ(園児用-4、大人用-4) 沐浴スペース、園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	〇 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

児童福祉法に基づく児童福祉施設であることを常に認識し、乳幼児の最善の利益を図る。

子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を守り大切にする。

発達困難な子ども、困難な環境にある子どもを支える。

【保育方針・目標】

こどもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す礎となる毎日を暮らす。

1.子どもにとって、もっともふさわしい生活の場であること

2.養護と教育を一体におこなうものであること

3.子どもの発達を支える

【施設・事業所の特徴的な取組】

❖子どもの持っている力を信じて、それらを引き出していくような声掛けや工夫をした保育をしています。

❖子どもたちの小さな変化や言動に気づき、丁寧な関わりを通して保護者と共有しています。

❖特性のある子どもや、外国にルーツのある子どもたちも一緒に生活していくことで、互いの違いを知ったり、多様なものの考えがあることを知るきっかけとしています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和7年3月15日～令和7年9月5日
評価決定年月日	令和7年10月27日
評価調査者（役割）	2102C002（運営管理・専門職委員） 2001C001（運営管理・専門職委員） 1901C020（運営管理・専門職委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

育和白鷺学園は、社会福祉法人 育和白鷺学園が運営する認可保育園です。法人は、昭和27年に設立され73年の歴史ある児童福祉施設として、地域の乳幼児期の教育・保育に尽力されてきました。他にも認可保育園を運営し『誰もががあるがままの自分であることが大切にされる保育をめざすこと』を法人理念に掲げ、教育・保育運営を行っています。育和白鷺学園は、大阪市の南部に位置し閑静な住宅街で近隣には小中学校等の環境があり、子育て世帯が住みやすい地域に立地しています。園舎は3階建てで、各保育室は明るく子どもの人数に応じた保育室が配置され、子ども達が快適に過ごすことができる環境を整備しています。園庭の他に屋根付きのピロティがあり、雨天時でも身体を動かすことができるように整備し、朝・夕共に子どもが楽しく元気に遊ぶ姿が見られます。園舎隣には、職員の会議や研修ができる施設があり、前向きに保育に向き合えるような学び場として設けられています。施設長は、日々の子どもの様子を観察し、保育の課題を職員と一緒に考え、より良い保育となるよう指導しています。保護者からの子育てに関する悩みや要望等を傾聴し、安心して子育てができるよう援助しています。今回の第三者評価受審を準備するにあたり、施設のビジョンや今後の施設のあり方等を同法人の施設長と話し合いを重ね施設の良いところと課題見つけの機会とされました。育和白鷺学園として法人設立者の思いを継承し、理念方針に基づいた運営・保育となっているのか見直す機会とし、どこまでも全職員と一緒に子どもの最善の利益＝子どもの幸せを追及する組織作りに尽力しています。

◆特に評価の高い点

❖経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び収支計画を実行可能な具体的な内容として策定しています

中・長期計画は、施設長が中心となりこれまでの保育・運営の見直しを行い、5カ年計画を作成しています。各年度の計画は評価が行える具体的な内容となっています。内容は“作成にあたっての背景、今後の課題、主な取り組み内容（共同保育スタート・第三者評価受審・工事・健康・実習・研修・活動・地域との交流連携等）等”実行可能な内容を記載し、具体的な成果を定めています。

❖ワークライフバランスを考慮した働きやすい職場作りの工夫をしています

福利厚生について職員からの聴取を元に、日帰り旅行研修や土日祝を挟んだ4連休の取得・キャリアアップ研修の代休利用等を実施しています。ライフワークバランスを考慮した、労働時間等の希望を受け入れる体制や職員が研修参加や休暇を取りやすいように配置基準以上のゆとりある職員配置で対応しています。有給休暇の取得率は高く、職員の働きやすい環境の一つとして整備しています。

❖看護師・保育士・栄養士の連携で保育に取り組んでいます

看護師が一日の子どもの健康観察を定期的に実施し、看護師・保育士・栄養士との連携で日々の子どもの健康状況を把握できる仕組みがあります。その他に子どもの健康促進や体に関する知識の共有を図る為、三者が連携し専門性を活かした子どもに向けた集会や園内掲示等を積極的に行い、施設の教育・保育に活用される体制が整えられています。

◆改善を求められる点

❖職員からの意見聴取した内容を事業計画や施設の自己評価等に計画的に反映させる仕組み作りが望まれます

施設長は、課題について会議検討した決定した事項については周知説明し、全職員の理解を得てすることが望まれます。職員の参画の基で意見を反映させた改善策や改善計画を策定する仕組み作りや改善の実施状況の評価をすることが望まれます。

❖指導計画の作成に当たりアセスメント手法や指導計画作成の検討が望まれます

指導計画は保育所保育士審に基づいて、全体的な計画に位置づけて作成することが望まれます。乳児における教育保育内容について「3つの視点」で捉えた全体的な計画になるよう見直しを行い、全職員が参画して作成することが望まれます。また、教育保育内容についての手順書やマニュアル等は文書化し、整備することが望まれます。

❖子どもを尊重した保育内容や子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育の実施が望まれます

子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢と実施方法が教育保育計画に明記していますが、排せつや着替え・シャワー時等の日常の教育・保育場面におけるプライバシー保護に関する内容をマニュアルに追加整備することが望まれます。また、子どもの権利擁護に関する園内研修等を実施し、保育者のスキルアップを図ることが望まれます。

❖標準的な実施方法やマニュアルの追加・整備が望まれます。

保育の標準的な実施方法は、新採用の職員をはじめ一人ひとりの職員のスキル向上が均等に実現できるように、日々の保育実践に活用されるマニュアル整備が望まれます。また、苦情対応マニュアルや保護者対応マニュアルを整備し援助技術の習得に向けての研修の実施等が望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今まで内側ばかりに目が向いていて、外側からの見え方や感じ方をあまり意識できていなかったことに気付くきっかけとなりました。

第三者から見たときに、切り取り方によっては子どもを尊重する保育についての職員間の認識の相違があると気付いた時は大きな衝撃を受けました。日々保育にあたる保育士も毎日行なっていることが日常化してしまい、振り返る時間と心に余裕がないということもあり、特に疑問や違和感を感じないまま過ごしていたのかもしれませんが。今回の第三者評価を受けたことで、職員1人ひとりが自分の行なってきた保育を振り返る良い機会を与えられたと信じております。

季節が移り変わっていくように、保育内容や社会の流れなども日々変化しています。子どもたちや周りを取り巻く環境も変化している中で、我々保育者も変化していくことは至極当然の流れであると考えられます。

『子どもの最善の利益』とは「命を守ること・子どもの幸せを守ること」であると改めて認識を深め、必要であるならば、自らの今している保育は子どもの幸せにつながっていくことかどうかという自問自答を1人ひとりの職員にしてもらいたいという思いを持っています。

今回の第三者評価の結果を踏まえ、施設長として責任を持って職員1人ひとりと面談をして、そのことを伝えると共に、日ごろから子どもたちの命を預かり責任の大きい職務に就いてくれていることに感謝を伝えていきたいと思っております。

第三者評価機関の皆さまには多角的な視点からの保育に関する様々な助言、経験を踏まえた適切な意見をたくさんいただきありがとうございました。たくさんの方で見ていただき、気づけていなかった部分や新たな発見をさせていただきました。心から子どもたちや保育士のことを思っていることは身に染みてありがたかったです。

それらをこれからの保育に生かすことができるように、施設長として背筋が伸びる思いで保育に向き合っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

社会福祉法人育和白鷺学園 育和白鷺学園
施設長 岡田 百代

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	ホームページや全体的な計画・パンフレット等に保育理念・保育方針・目標に明記しています。保育理念は『児童福祉法に基づく児童福祉施設であることを常に認識し、乳幼児の最善の利益を図る 1.子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を守り大切にする 2.発達困難な子ども、困難な環境にある子どもを支える』保育方針目標は『こどもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す礎となる毎日を暮らす。1.子どもにとって、もっともふさわしい生活の場であること 2.養護と教育を一体におこなうものであること 3.子どもの発達を支える』を掲げています。職員には、職員会議や年齢別ミーティング等で根本的な考え方を踏まえた内容を確認し、掲示等で周知しています。保護者へは、入園説明会等で説明を行っています。今後は、入園のしおりや重要事項説明書に記載すると共に玄関掲示等を行い、広く周知することが期待されます。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	社会福祉事業の動向については、大阪市私立保育連盟ブロック会議や東住吉区施設長会議等に参加して情報収集を行っています。会議で共有される課題や現状を他園との意見交換で動向を分析・実施しています。保育のニーズや利用者については、東住吉区役所からの月次利用報告書を参考にしながら園児数の推移及び保育士の過不足の分析を行っています。法人顧問公認会計士が資金収支数位表を定期的に作成し、税理士・社会労務士の意見のもと、今後の課題を抽出しています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	設備管理の課題は、屋上床面の防水劣化があり、人材育成・職員体制の課題は、保育士不足による園児受け入れ枠の制限・中間年齢層保育士の未定着としています。保育内容の課題については“施設全体の保育について視野を広く持つことができていないこと”としています。これらの課題について、理事会等で報告を行い役員と情報共有をしています。経営状況や改善すべき課題については、職員会議やクラスミーティングで施設長・主任保育士から周知し、意見交換を行っています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	中長期計画は2025年～2030年とし、5カ年計画を策定しています。中長期計画は基本理念の基『子どもが自ら選択し、決断し、自信を積み重ねられる経験を、多様な大人や子どもたちと共に重ねられる保育園』と明示しています。計画を策定するに当たり、理念や方針の実現に向けた事業目標を明確にし、経営課題や改善に向けた具体的な内容として“1.保育の目標と方針 2.人材確保と育成 3.施設設備・設備更新計画 4.財務・収支見直し 5.地域・保護者との連携 6.リスク管理と危機対応体制 7.評価・改善の仕組み”としています。今後は必要に応じて定期的な見直しを行うことが望まれます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	中・長期計画の内容は、“作成にあたっての背景、今後の課題、主な取り組み内容（共同保育スタート・第三者評価受審・工事・健康・実習・研修・活動・地域との交流連携等）等”実行可能な内容を記載し、具体的な成果を定めた事業内容としています。公認会計士の助言のもと、月1回程度収支動向の確認を行っています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		b
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
(コメント)	事業計画の作成において、保育士の意見等を主任保育士が集約し、主任ミーティングで施設長とその内容を検討して計画を策定しています。会議においては全職員がそれぞれの立場で意見を出せる進捗に努め、その意見が事業計画に反映されることが望まれます。今後は、事業計画の実施状況があらかじめ定められた時期や手順に基づき、把握や評価見直しが組織的に行われることが望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の主な内容は、入園説明会・園内掲示・園だより等で保護者に必要な情報を随時伝えています。保護者の意見や要望については、日常的に受け付け体制があり、意見箱を利用して保護者からの意見収集を行っています。今後は、事業内容について、保護者がより理解しやすいように事前周知や結果の報告をわかりやすく掲示する等、工夫することが期待されます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	サービスの質の向上に向けて、行事後に子ども・保護者の満足度を確認し、評価して保育課題への対応に努めています。第三者評価受審は今回が初めてとなり、結果報告をホームページ等で公表する予定をしています。今後は「職員の自己評価」を基に「施設の自己評価」を行うことや組織的に質の向上に向けた評価を行う体制を整備することが望まれます。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	評価結果で分析した課題や結果は、全体会議や乳児・幼児ミーティングにおいて課題を共有・検討する機会を持ち、特に改善が必要な事案やニーズがある内容を評価し、改善に努めています。今後は、改善策や改善の実施状況については「改善計画」を作成し、改善の時期や方法をより具体的に決め全職員に周知し、職員の意見を反映した改善計画の作成が望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	「運営規定」「重要事項説明書」に施設の経営管理に関する方針と取組みを記載しています。施設長の役割や責任については「保育所運営の全体的な計画」に明示し、年度初めの職員会議で職員に周知しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	コンプライアンスの遵守に向けて施設長は、東住吉区施設長会議や大阪市私立保育連盟、社会福祉労務士等での勉強会等で理解を深めています。今後は、保育に関する法令の他に建築・消防関連法、雇用労働関連法、環境配慮に関する法令等を理解する為の取り組みを行い、法令のリスト化を行い、職員に周知することが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質に関する課題改善について、主任保育士やクラス担任と定期的に意見交換・問題提示をする場を設けています。課題改善について保育現場を離れた場所での休憩時間・休憩保育士を確保・ICTを活用した研修等を勤務時間内に受講できるような体制を整える等、改善の取組みを行っています。保育の質の向上に向けて、ちゃいんどネットや大阪市私立保育連盟主催の研修や、園内研修(AED救命救急研修等)に参加できるよう業務環境を整えています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や業務の実効性に向けて、社会労務士や公認会計士との定期的な会議で分析・確認をしています。助言を参考に職員が安心して業務遂行ができるような労働環境を整備したり、収入と支出のバランスを把握し、予測と園児数・職員数の実際を調整したりしています。職員間で実行する15種類の係を作り、業務の実効性を高めらるようになっています。更に業務の効率化を図る為、書類のICT化を進め業務の軽減に努められるよう検討を進めています。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	福祉人材の確保や育成についての基本的な考えは「福祉人材の確保・育成及び人員体制に関する基本方針と計画」に記載しています。“定着と育成”に焦点をあて「中長期計画」「事業計画」に盛り込んでいます。人材確保に向けた具体的な取組みとして、就職フェアへの参加・ハローワーク・人材派遣会社の登録・養成校への求人・実習生への呼びかけ等を行い、採用に繋げています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	人事基準は「給与規定」に定め、職員が常時閲覧できるように設置しています。職員の処遇の水準や処遇改善の必要性については、施設長が法人内で協議を行い社会労務士の助言や近隣園からの情報を参考に、施設の状況と照らし合わせています。処遇改善手当の配分を職員の人事考課に充て、役割・期待値に沿った支給を行っています。職員が自ら将来の見通しが持てるような仕組み作りや職務に関する成果や貢献度等を評価する為の施設長と職員の面談等を実施しています。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	労務管理責任者は施設長が担い、職員の就業状況は各種休暇届・出勤簿・有給代休台帳・時間外労働届で管理しています。職員の心身の健康と安全管理については、定期的に専門家による心理カウンセリングを受けることができる仕組みがあります。総合的な福利厚生について職員からの聴取を元に、全職員が参加できるような企画や土日祝を挟んだ4連休の取得・制服支給・予防接種の補助・キャリアアップ研修の代休利用等を実施しています。人材確保や定着の観点から、ライフワークバランスを考慮し、労働時間等の希望を受け入れる体制を柔軟にし、育休明けの時短勤務・シフトの固定・個人の状況に配慮した働き方を推進しています。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	施設長との定期的な面談の機会を設け、自己評価・振り返り行う機会を設けています。職員の一人ひとりの目標は「保育士自己評価シート」を使用し、保育の実践に繋げていけるよう実施予定をしています。今後は、目標の設定について「保育士自己評価シート」を使用し、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなるよう期初・期中・期末に振り返りを行い、一人ひとりの人材育成に繋げていくことが望まれます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	「期待する職員像」は「保育所運営の全体的な計画」に記載し職員周知しています。教育・研修に関する基本方針について「保育園職員の教育・研修計画」に明記しています。実施された園内研修としてAED研修を実施し、園外研修としてキャリアアップ研修をはじめ大阪市私立保育連盟主催の参加実績があります。今後は、職員の希望を重視したものや体系化した具体的な研修計画を作成し、評価と見直しを行うことが望まれます。	

	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員自身の保育についての知識や技術の習得に向けた研修への参加が積極的に行われています。新卒から3年目の保育士には、5年目以上の保育士と複数担任でクラス運営し、OJTによる研修を行い、職員の経験や習熟度に配慮しています。園内研修は年度初めに行い、職員が年に2回程度外部研修に参加できるような研修日程を組み、受講できるようにしています。また、zoom研修等は勤務時間中に受講できるように保育士を配置し、円滑に研修を受講できるように配慮しています。今後は、階層別(個別)・職種別・テーマ別の内容を具体的に計画した「研修計画」を作成することが望まれます。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生を受入れる際には「実習生受入れマニュアル」を基に対応し、受入れに関する意義や基本的な考え方を記載しています。実習生にはオリエンテーションで事前説明を行い、実習内容や園児への関わり等の指導を行っています。実習指導者に対しては主任保育士が「実習生受入れマニュアル」に基づいて、詳細に確認しています。実習生に対して専門職種の特性に生かしたプログラム(看護師の嘔吐処理の手順や体温の測り方・視診の手順・トイレ掃除の仕方や消毒の仕方・看護師や保育士が行なっている食育活動や、保健指導を見学体験等)を用意し実習生が直面する課題や不安を相談できるような配慮を行っています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	保育理念・保育方針・保育目標・保育内容・重要事項説明書・事業報告・法人現況報告書・決算報告書の情報は、ホームページで公開しています。地域の福祉向上の為に取り組みは、子育て支援事業として園庭開放・子育て相談等を実施しています。苦情解決の体制については、ホームページ・重要事項説明書に明記し、苦情・相談等の内容については、ホームページの公表や園だより・掲示で知らせることにしています。東住吉区役所の窓口や子育て応援情報誌・子育て支援事業ほけっとが発行しているお知らせ等で多くの家庭に施設の存在意義や役割を知らせています。	
	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みを行っています。	b
(コメント)	施設における事務・経理・取引等に関するルールは「経理規定」「運営規定」に定められています。事務経理等の内部監査は、公認会計士予及び会計士からの指導を受け、財務や事業について指摘事項や改善の具体案等を基に適正な運営管理を行っています。今後は、外部の専門家による監査支援等を実施することが望まれます。	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域との関わりについての具体的な考えは「中長期計画」「事業計画」に記載しています。また「全体的な計画」に地域との連携や交流を示しています。子育てに役立つ情報等は、行政からの情報チラシ・子育て支援センターの情報誌等を玄関事務所に設置しています。地域との交流を目的として、子どもが地域の清掃をしたり近隣小学校のお祭りに参加したりしています。また地域のだんじりに法人が協賛し、地域との交流を広げる取組を行っています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア等の受入れに関する基本姿勢は「保育所ボランティア」「職場体験受け入れマニュアル」に記載し、事前受入れのオリエンテーションを行っています。ボランティア受入れの例として、社会福祉協議会主催の保育所体験ボランティアで小学生の受入れや中学生職場体験学習の受け入れを行い、次世代育成を目的とした取組を毎年積極的に行っています。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	施設が活用すべき社会資源は、一覧にまとめ記載しています。関係機関等との連携については、その都度職員会議や掲示で職員と情報を共有しています。家庭での虐待等の権利侵害が疑われる子どもの対応として、東住吉区健康支援課・要保護児童対策地域協議会や児童相談所等東住吉区子育て支援室と連携を取っています。今後は更に他機関との連携を密にすることや社会資源の連絡先等の整備が期待されます。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	法人の地域子育て支援拠点事業として『子育て支援センターぽけっと』を姉妹園の育和白鷺学園今林園で行っており、本施設でも園庭や保育室を開放し、支援センターのスタッフが地域の親子に色々な遊び等を提供しています。今後は地域の地区長や民生委員等との連携を図りながら、地域の具体的な福祉ニーズの把握に務め、社会福祉事業にとどまらない地域貢献活動を図ることが望まれます。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	把握した福祉ニーズに基づいて、姉妹園の子育て支援スタッフが来園し、園庭開放や子育て相談を行い、子どもの発達や子育てに対する相談を受けています。コロナ化以降実施は出来ていませんが、クリーン大阪として、4・5歳児がよく出掛けている公園のグラウンドのゴミ拾いをしたり、高齢者施設を訪問し、交流を図っていました。地域の福祉ニーズに基づいた取組については、今後それらの再開と地域貢献に関わる事業の検討が望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	全体的な計画には、子どもの人権を守り大切にすること等を明記しています。また、職員は年度初めの会議や外部研修等で子どもの権利について学んでいます。子ども達が互いを尊重する心を育てる為に、けんかの場面では丁寧に両者の言い分を聴き、思いやる言動や行動が出来るよう導き見守っています。また、性差への先入観による固定的な対応をしないように、外国籍や障がいの有無に関係なくみんなで一緒に過ごせるように配慮しています。今後は「全国保育士会倫理綱領」を基に、更に子どもを尊重した保育を実施することが期待されます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	プライバシーに配慮した保育実践の取組みの具体例として、3歳以上児はプール活動等の着替えは男女別の部屋で行っています。また、子ども達への保健指導において、プライベートゾーンについて等看護師から話を聞いて理解しています。今後は、保育実践におけるプライバシー保護に関する内容をマニュアル等に記載し、職員研修を実施し理解を深めることや保育実践におけるプライバシーの配慮について保護者に伝える機会を持つことが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	施設の情報は、ホームページ・施設のパンフレットに記載し、多くの人に周知できるように東住吉区役所のSNSや窓口設置等で紹介しています。シンプルに読みやすい内容、保育の取り組みや方針、英語教室や運動遊びの実施等、具体的に掲載しています。また持ち物・費用（購入品・諸費用）・健康・感染症による意見書提出や休み期間等の情報を写真や図を用いて分かりやすい内容となっています。利用希望者の施設見学は随時受け付けて、保育内容が見学できる午前中に時間を設けて個別に案内しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	利用が決まった保護者には「園のしおり・重要事項説明書・同意書・保育所利用時間申請書・入園申込書・延長保育利用申請書（利用希望者のみ）・緊急連絡先」等の他にアセスメントに関する書類を配布しています。丁寧なオリエンテーションの実施・対面での説明会を行い、より細やかな面談を行い保護者のニーズの把握をしています。在園児には、年度初めに重要事項説明書、保育利用時間申請書、ホームページのパスワード、ホームページやInstagramについての同意書等配布し、提出してもらっています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園の際の引継ぎ文書は「転園児引継ぎシート」で転園保護者との個別面談・申し送りの同意を得て、転園先へ「保育利用児童要録」を送付しています。転園や卒園した際に、保護者が相談できる担当者として施設長及び主任保育士が窓口となっています。今後は、継続性に配慮した手順や保護者等に相談方法や担当者について内容を記載した文書等を作成し、周知することが望まれます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	一人ひとりの子どもに応じた援助や支援を行う為に、日常保育の中で担任保育士・主任保育士が子どもの保育観察を行い、保護者からの聞き取りや連絡帳で情報を得ています。保護者からの意見・要望は「意見箱」を設置して、保護者からの声を聞く機会にしています。今後は、保護者満足度の把握の為にアンケート調査を適宜行い、保護者の意向等を聞き満足の向上に努めることが望めます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制として、苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置しています。「重要事項説明書」に要望・苦情等に関する相談窓口を記載し、苦情解決の実績は法人のホームページで公表しています。苦情内容については「保護者相談・意見対応マニュアル」を基に「苦情要望等の受付処理書」に記録し適切に保管しています。苦情の申し出があった場合は、施設長・主任保育士・担当担任士とを交えた面談を行い真摯に対応しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談や意見を述べる方法は「保護者対応マニュアル」を基に「重要事項説明書」に記載し、相談対応と意見の傾聴に努めています。相談を受ける際には、事務所内やフリールームを利用し、相談者のプライバシーを守って話しやすい環境を整えています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者の対応については、安心して相談できる雰囲気作りや日頃からのコミュニケーションを積極的に取り、話しやすい関係を築いていくようにしています。職員は、保護者支援・子育て支援研修で保護者支援を学び理解を深めています。相談や意見があった際は、できるだけ早急な回答を行い理解を得ています。乳児クラスでも親子で参加できる行事をして欲しいとの要望があり“わいわいフェスティバル”を開催した事例があります。保護者の意見を把握する取組みとして「意見箱」の設置や個人懇談等で把握するようにしています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「事故防止および事故発生時対応マニュアル」を整備し、リスクマネジメント組織図で責任・役割を明確化しています。毎月のヒヤリハット会議を行い、発生要因の分析・再発防止に努めています。園外研修の事故防止研修や日赤大阪支部より講師派遣を招き「乳幼児の一次救命処置」について職員が学ぶ機会を持ち、理解を深めています。また大阪市安全課（ラビット隊）による安全講習を全職員が受講し、防災や防犯・交通安全等の危機管理意識が高まるよう努力しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策については「感染症対応マニュアル・保健マニュアル」に基づき、日々の感染症対策が行われています。感染症対策組織図で責任・役割を明確にし、責任者は看護師が担っています。新年度にはマニュアルの必要な部分を改定し、職員に周知しています。感染症が発症した場合、保育士から看護師・施設長に報告し、室内の消毒・手洗いうがい・感染者数や発生状況等の確認を行い、初動対応をしています。「クラス別欠席者」の張り出しにより保護者・職員が情報共有できるようにしています。感染力が強い疾患の場合は、緊急ミーティングを行い対応を検討することとしています。看護師がクラスの状況を巡回で確認し、感染者や体調不良の子どもを早期に把握し対応しています。職員は、感染者や体調不良児を早期に把握するように努めています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の管理体制は「災害発生時対応マニュアル」に明示し、緊急時の対応や避難経路等の対応を定めています。子どもや保護者及び職員の安否確認は、電話連絡や連絡アプリ等を利用し行っています。備蓄責任者は、避難訓練係が担い「災害時用備蓄リスト」で確認しています。玄関に避難用リュックを常備し、避難の際には職員が持ち出せるようにしています。消防署との連携による合同訓練を実施しアドバイスを受け避難訓練実施内容に反映させています。避難訓練実施予定には、想定しうるあらゆる災害に対してや訓練の実施時間等を予定し、利用者安全確保の取り組みを行っています。今後は、災害時に保育を継続する為に必要な復旧計画とした「事業継続計画」を作成することが望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な実施方法について朝夕の保育者の仕事内容等は文書で示しています。その他の詳細については、その都度職員同士で年間カリキュラム、月案・週案等で確認し、子どもの発達にあわせて、適切な保育が行えるよう連携を図っています。打ち合わせをしていく中で、変更部分があればその都度話し合いながら進めています。今後は『保育理念・方針』に明記している基本姿勢を基に、具体的な保育を展開していく為の標準的な方法を整備することが望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	保育の実施方法は、職員会議等で検討して見直しをする仕組みがあります。毎年、全体の振り返りを行い、施設長や主任保育士で1月頃から次年度の保育の方法を見直しています。また、その際は職員会議等で意見を聞いています。今後は見直しについては、職員の意見を丁寧に聞いて反映していくシステム作りが望まれます。また、保護者の意見を反映させていく仕組みを整備することが望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画は各学年ごとに全体計画に基づき、年間計画・月案・週案・日案・個別指導計画を作成しています。指導計画の作成責任者は主任保育士が担っています。「月案の見直しマニュアル」や「保育記録マニュアル」を参照し、要録について5歳児の担任は研修を受けて作成しています。子どもの育ちについては、「発達経過記録」に記載しています。今後は各種マニュアルについて、アセスメント手法を明示し、作成・追記することが期待されます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画の見直しについては、「月案の見直しマニュアル」等で行い職員会議で確認を行っています。変更した内容については、職員会議や掲示板に掲示して職員に知らせています。園として大事にすべき保育の方法について共通認識を持ち、職員間で認識や理解力の不一致が生じないように、また保護者から理解が得られるようにすることが望まれます。変更する際のプロセスや内容についても職員の意見が十分に反映するように、今後充実を図り、整備を進めていくことが望まれます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの身体状況は「健康カード」「健康診断報告書」に、生活状況等は「成長の記録」「連絡ノート」に記録しています。職員はいつでも確認できるようにしています。記録内容や書き方については「保育記録マニュアル」を使用しています。全職員に情報共有が出来るように、緊急性の高い内容については3クルーに分かれてミーティングを行い即座に対応しています。今後はITCの導入やネットワークの環境整備が期待されます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	子どもや保護者等の個人情報に関する規定について「個人情報保護規定」を定めています。記録の管理責任者は施設長とし、全職員に対して個人情報保護に関する周知と徹底を入職時のオリエンテーションや全体会議で実施し守秘義務についてや情報の園外持ち出しの禁止を徹底し「個人情報保護に関する機密保持誓約書（入職時に署名）」で誓約しています。保護者には、入園説明会で説明をし「入園にかかる同意書」で同意を得ています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	全体的な計画は、子どもの権利・児童福祉法・保育所保育指針等に基づき作成しています。保育理念・方針は「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す礎となる毎日を暮らす」として、保育目標は「子どもにとって、もっともふさわしい生活の場であること・養護と教育を一体的に行うこと・子どもの発達を支える・保護者への支援」と定めて作成し、保護者や地域への支援、小学校との連携、健康支援等についての記載があります。保育実践は、日々の保育や職員会議・期末の振り返りから、年度末に全体的な計画を見直しています。今後は、作成や見直しに関して保育に関わる職員が参画することが望まれます。また、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿や乳児の計画は3つの視点で捉えて作成していくことが望まれます。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
（コメント）	園庭には大型遊具・鉄棒・ベンチ等があり、楽しい雰囲気の中で子ども達は好きな遊びが自由に選択できる環境となっています。水筒を持参し園庭での遊び時でも各自水分補給が出来るようにしています。屋根付きのピロティが園庭横に併設し、雨天でも十分に身体を動かせる環境が整っています。室内は空気清浄機があり、室内温度・湿度計で適切な設定となるように努めています。室内は子どもの導線を考え、遊びの空間や生活する空間を棚やパーテーション等で区切り、安全に安心して活動し遊ぶことが出来るようになっていきます。一人になって心身を落ち着ける必要がある場合は、保育者が寄り添い、部屋の中で区切られた空間を作ったり、廊下等静かな場所で過ごせるようにしたりしています。乳児の玩具は毎日消毒や洗浄等を行っています。トイレは清潔を心掛け、職員が付き添っています。今後は、安全点検に関して、チェック項目を細分化し、破損の有無や改善経過や結果が記載できる安全衛生簿の検討が望まれます。また、食事環境において食事の人数配置に配慮し、ゆったりとしたスペースで落ち着いた環境で食事ができるよう配慮することが望まれます。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
（コメント）	指導計画は子どもの発達状況を把握し、具体的な保育の内容と援助方法を考慮し、作成しています。子どもが自分の気持ちを表現出来るように丁寧に聞く姿勢を持ち、安心できる人間関係の構築を図っています。気持ちをうまく表現できない子どもがいた場合には 話せるまで待ったり、子どもの思っていることを代弁したりしながら気持ちを汲み取るように心がけています。子ども同士のトラブルについて、お互いの意見を出しあえるように援助しています。集団生活に参加したくない子どもがいた場合は、無理なく同じ空間に入るように見守っています。不適切な言葉掛けについては「言葉遣いについてのガイドライン」で学んでいます。日々の保育を通して、せかす言葉や制止、名前の呼び方等の言葉掛けを不用意に使わないようにすることが望まれます。	

A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	子どもの発達段階に応じた支援の方法を「年間指導計画」「月間指導計画」「個別指導計画」等に示しています。子どもの発達状況を把握し、ひとり一人にあった声かけを行うようにしています。小さな達成感を認め、子どもが自分でしたいという気持ちを尊重しています。活動と休息については、安全に生活できるように「動」と「静」を上手く組み込み、一日の生活に緩急をつけています。午睡時に眠れない子がいた場合は、気持ちが落ち着けるように個別に寄り添い、安心して入眠できるようにオルゴールをかけています。基本的な生活習慣は、子どもが理解できるように、わかりやすい言葉で繰り返し伝え、朝の用意は写真で提示し、手洗いの仕方はポスターを貼って知らせています。今後は子どもの自主性を尊重し、子どもがやろうとする気持ちを大切にすることが望めます。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	室内では床で遊ぶもの・机で遊ぶものを分け、それぞれが落ち着いて遊べるようコーナーを作ったり、子どもの導線を考えて構成したりしています。グループ活動で“祭り”をテーマに子ども達が考えた内容で遊びを発展させていく取り組みをした事例があります。玩具は目の届く位置に収納し、子ども自身が選択したり、子どもの意向を聞いて保育者が出したりしています。園庭には、すべり台等の大型遊具や鉄棒・三輪車・二輪車等があり身体を動かして遊べる環境があります。友だちとの協同活動として、ままごとやブロック・積み木等で子ども主体で話し合い、活動が進められるようにしています。散歩は季節の良い時期は、2週間に1度程度公園や散策に出掛けています。社会的なルールは、公共の場でのルールを知らせたり挨拶や順番を守ることを伝えたりしています。今後は、飼育物や栽培等身近な自然に触れることを計画に盛り込まれることが望めます。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	0歳児の保育の特徴として、安全面を第一に保育室のレイアウトを考えています。口に入れる恐れのある物やすぐに壊れる手作りの玩具は極力置かないようにしています。愛着関係形成の保育の方法として、一人ひとりを受け止め触れあい遊び等を行ったり 子ども同士や色々な大人と関わりを楽しんだりできるよう意識しています。顔の表情や動作をはっきりとわかりやすいように行い、応答的な関わりを心掛けています。午睡時に寝付けられない子どもには、寝具を少し斜めにし入眠しやすいようにして付き添っています。家庭との連携は、日常生活の状況を連絡ノートに記載し、送迎時に対面で子どもの様子を伝えるようにしています。食事の場面では姿勢保持ができるよう箱積み木等で椅子に工夫が施されています。今後は、担当の保育者と食事を行い、エプロンをしてから待たせる時間が長くないような工夫や遊びについては、自主的な活動を引き出すため、行きたい場所へ自由に行ったり好きな玩具を自分で取り出せたりできるような棚や玩具の配置・壁掛けの遊具等の設置の整備が望めます。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子どもが自分でできる事を増やし、安心して生活習慣の自立が進められるように援助しています。室内では発達に応じた玩具や遊びを用意し、レイアウトを考えて手が届く位置に置いて、子どもが選択できるようにしています。安全面では棚の上に物を置かないようにし、角にはクッション材を取り付けています。かんしゃくを起こした際は原因を探して取り除き、気持ちが切り替えられるように支援しています。異年齢の子どもは、土曜日の自由登園時に触れ合う機会があります。1歳児は、保育室を午睡や動的な活動をする空間と食事や机上遊びをする空間に分けています。ひとり一人の活動を丁寧に観察し、子どもが自分の意志で口を拭いたり帽子を被ったりできるよう、子どもの主体的な活動を支援していく配慮が望めます。また、衛生上給食時の配膳時には三角巾を着衣し、机に牛乳や給食が配膳されたまま、長く置いておかない配慮が望めます。おむつ替えの際は、プライバシーに配慮することが望めます。	

A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児は、自分の思いを十分に生活の中で満足感や達成感を味わえるようにする等を年間目標にし、生活習慣の習得やルールを理解をサポートしながら、自分で出来たことを褒め、やる気が出る工夫をしています。また、遊びを通して、表現力を高め友達との交流を通して社会性を育てています。 4歳児は、自分でできる事は自信を持って取り組めるようにしていく等を年間目標にし、基本的な生活習慣や日常生活に必要な挨拶を身につけ、自分で出来ることを少しずつ増やしていき、言葉の発達を促し、感情表現や自己肯定感を育てています。 5歳児では、身近な人との関わりを深め、認めあいながら信頼や自信が持てるようにすること等を年間目標に立てています。子どもたちの意思を尊重し自分で考える機会を増やし、友達との協力や役割分担を通して協調性を育てています。また、3歳以上児ではサッカーや英語、理科遊びを取り入れています。子ども達の育ちを、保護者と共有する機会として、制作物やクラス便り・オープンクラス（参観日）・個人懇談会・わいわいフェスティバル（運動会）・生活発表会等で知らせています。今後は、子どもと地域の方々との交流について積極的に取組むことが期待されます。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいに応じた環境設備として、衣服の着替えやおむつ交換を寝転んで出来るスペースを確保しています。障がい児や支援児の受入れについては「個別指導計画作成指針」に基づき、個別支援の方法を記録しています。保護者とは、入園前・入園後・必要に応じて個別に面談し、東住吉区・療育施設と連携を図っています。療育施設とは、施設を見学してもらったり療育施設の記録を共有したりする等しています。また、保育所等訪問支援事業として大阪市更生療育センターから定期的に巡回があり、子ども達の発達や支援の方法について助言を得ています。看護師や担当保士が全職員に対して、疾患や障がいに対して個別に配慮する内容を伝えています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもが在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子ども達が好きな遊びを選択できるよう環境を整え、今日は何して遊ぶかを話し合い、アイデアを出しあう時間を設けています。また、主体的に取り組めるように遊びのルールや座る場所を子ども達が相談して決めています。安心してくつろげるように、パーテーションやコーナーを活用しています。保育士の配置人数を踏まえながら学年内で子どもや職員の移動を調整して職員体制を整えています。早朝保育は7時から8時15分、薄暮保育は17時15分から19時まで合同保育で行っています。延長保育の子ども達は18時におやつを提供があります。今後は、引き継ぎ事項等連絡の確認ができるように「連絡記録簿」等を作成することが望まれます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	就学を控えた時期において、イメージが持てるようにタイムタイマーや時計、ホワイトボードを使って見通しが持てるように活動しています。午睡は3歳児の3学期頃より無くしています。年度末3月には小学校低学年との交流会に参加する機会があります。7月に就学前個人懇談を実施し、保護者の不安や悩みを話し合う機会を設けています。「保育児童要録」は入園時から就学までの児童票を元に担任が作成し、施設長が確認して就学先の小学校へ提出しています。今後は、就学への期待が高まるよう早い時期に小学校を訪問する機会を設けられることが期待されます。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

(コメント)

健康管理に関する方針は「感染症保健関係マニュアル」に基づいて行っています。日々の子どもの状況は、看護師が毎日各クラスを巡回し確認しています。「健康カード」により、子ども一人ひとりの健康状態を把握することができ、各保育室で管理しています。子どもの健康に関する情報は保育支援システムで管理し、施設全体の健康管理・感染対策を行なっています。保健指導は、看護師と年齢別の担任保育士で保健委員会を設置し、他業種での協働により保育・医療の両面から取り組んでいます。体調不良時等には「園のしおり」と「症状別登園のめやす」を参照し、電話連絡後引き渡し時に対面で報告しています。次の登園時には、体調の経過を確認しています。「保健活動年間目標」を作成し、健康に関する内容や目標の共有を行い、保護者に対して子どもの健康に関する情報を「すくすくほけんだより」等で定期的に知らせています。与薬は基本的に行っていませんが、慢性疾患等医師の投薬指示がある場合は投薬依頼書・ぬり薬依頼書と共に薬を預かっています。医療的ケアが必要な場合は、医師との面談もしくは医師から集団生活における注意点等を書面で提出してもらい対応しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として「感染症保健マニュアル」「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」に基づいて、午睡時は「睡眠時観察記録表」に記入しています。触診等をして子どもの健康状態を確認しています。保護者にはポスターで乳幼児突然死症候群（SIDS）について知らせ、入園説明会でも伝えていきます。施設での健康面に関する対応を説明することで保護者の理解と協力を得ています。職員は年1回救命救急講習を受講し、理解を深めています。

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

(コメント)

子どもの健康状態を把握する為、4名の嘱託医による内科健診（年2回）、歯科・耳鼻咽喉科・眼科健診（年1回）を実施し「健診検査記録表」「健康カード」に記録しています。視力検査を実施した際は、園医に報告・相談をし、日々の保育の中で突発的な怪我や病気をした際も、4名の園医に相談や指示を受けることが出来ています。内科健診・歯科健診等の結果は、保護者に伝え、受診が必要な子どもについては受診勧告を行っています。その後の追跡調査も看護師を含め各担任も行っています。計画を見直した事例として、丁寧な歯磨きの仕方の指導をしたことが挙げられます。

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

(コメント)

アレルギーや慢性疾患等のある子どもに対して「アレルギー緊急対応マニュアル」を基に対応しています。慢性疾患の子どもに対応した事として、入院治療をして退院し登園許可が出た園児に対して、医師と面談し経過や保育園生活での配慮・今後の見通し等の指導を受け、子どもが安心安全に集団生活が送れるように取り組んだ例があります。アレルギーや慢性疾患等のある子どもを持つ保護者とは、個別での面談を行い情報の共有を図っています。また、症状に変化があった場合は適宜面談を行っています。また、IVH（中心静脈栄養）にて持続点滴をしながら登園している子どもがプール遊びを希望し、保護者と主治医と連携を取り、感染を予防する工夫をして参加することが出来た事例があります。食事の提供については誤食防止に向けて、給食室・給食室と職員・保育室での確認をすると共に、提供時には他児と色の違う食器で提供し、誤食予防に努めています。職員は外部研修に参加し、理解を深め、エビペン預かりの子どもが入園した際は、看護師からエビペンの研修を受けています。他の子どもや保護者がアレルギー疾患等に理解を図る為、保護者と相談し確認しながら説明しています。

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	「食育年間活動計画」は主任保育士が作成し、食育目標として“空腹を感じるリズムある生活を送る等”としています。子どもが楽しく食事ができる雰囲気や環境として行事等を取り入れたメニューや今日のメニューの食材を紹介することにより食への関心を高められるようにしています。子どもの身体にあった机と椅子を用意し、急かさず子どものペースで食べられるようにしています。0、1歳児は、一人ひとりに丁寧な食事の介助をし、保育士は子どもの食べている様子がよく見えるように配置しています。援助しすぎず、子どもの意欲やペースに合わせて見守り、優しく楽しく声を掛けながら食事の時間を過ごしています。幼児では、スプーンにのせる一口の量や持ち方、食器に手を添えて持つ等年齢に応じてマナー等も伝えています。子どもが食について関心を深める為の取組みとして、看護師と栄養士が連携して“早寝早起き朝ごはん”等のお話し会や体の健康と食事のつながりについて、常に意識して保育に取り入れています。子どもの調理体験として、ラーメンやピザづくりのトッピングや行事にちなんだ献立で、流しそうめん・カキ氷・クリスマスケーキ等で季節を感じることができる工夫をしています。また夏野菜の栽培等も行い、きゅうり・トマト・オクラ・ピーマンを育てる等様々な取組みから子どもの食に対する興味関心を引き出すようにしています。毎月の「献立表」や「給食だより」・給食サンプル写真掲示・人気のレシピ紹介等で保護者に食の大切さや関心が持てるよう知らせています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
(コメント)	子どもの発達状況や体調等を考慮し、食事量や食材の大きさを変える等、献立や調理の工夫をしています。喫食状況は「給食日誌（検食簿）」で残食等の把握をし、子どもの嗜好調査は担当保育士が記入する「給食アンケート」で把握しています。旬の食材を取り入れ、季節に合わせたメニューや行事食・地域の食文化を取り入れた料理を提供しています。“七夕ゼリーや流しそうめん、ちらし寿司など”等豊富なメニューとなっています。「大量調理施設衛生点検表・衛生管理計画書」を基に適切な衛生管理が行われています。栄養士をはじめ厨房職員は、毎日保育室に給食を運搬し子どもの食事の様子を見る機会を持っています。今後、子ども達と一緒に食べる機会を持てる機会を検討することが期待されます。	
		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	保護者との日常的な情報交換として、0・1・2歳児では生活の様子等を連絡帳に記入しています。保育内容については毎月配布する学年だよりや保育室前の掲示、送迎時の口頭での伝達で保護者の理解を深めています。どの年齢においても保護者との会話を大切にし、子どもの些細なことの気づきを共有出来るように努めています。保護者が来園する行事については、わいわいフェスティバル・保育参観（オープンクラス）・個人懇談等を行っていますが年齢により実施していないものもあるので、保護者の意向を把握し、0歳児から5歳児までの子どもの姿や成長を伝える機会を設けることが期待されます。	

A-2-(2) 保護者等の支援		
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者との日々の対話は、こまめに声を掛けをして信頼関係を築いています。保護者と話をした内容は、その都度クラス内で共有し、クラスノートや「保護者相談・意見記録票」に記録しています。保護者からの相談に関しては、クラス担任・主任保育士・看護師・施設長等が窓口となり「保護者相談・意見対応マニュアル」に基づいて対応しています。保護者の状況に応じて個別面談を実施し、連絡ノートや書面、電話、意見箱への投書等で相談を受けられるようにしています。	
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	職員には「就学前施設における児童虐待の未然防止・早期発見について」で周知し、子どもの心身の状態や家庭での養育状況の丁寧な把握に努め、気になる家庭については、毎日の生活や遊びの中で、子どもや保護者の様子に変化がないか確認しています。支援が必要であると判断した場合、就労に関わらず自由登園日や土曜自由登園日の登園を許可し、保護者の小さな変化を見逃さず声かけを行っています。食器の洗い忘れを施設で行ったり、衣類の忘れ物は貸し出ししたりしています。権利侵害を疑った場合は、施設長が東住吉区健康支援課に相談し、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等の関係機関と連携を図ります。また、職員全員で要保護児童の状態に細心の注意を払うことを確認し、保護者対応にも努めています。	
		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	保育実践の自己評価を実施する際には「保育士自己評価シート」を作成し、これから実施する予定です。また、経過については7月・8月・12月・2月に振り返りを行い記録します。「保育所運営の全体的な計画」の項目等を踏まえて今後の目標や改善点も記入します。自己評価の結果については施設長や主任保育士との面談で分析・集約する予定です。個人の課題が施設の改善に繋がった例として、新人保育士声から清掃・衛生管理のマニュアルが作成された事例があります。今後は作成された自己評価シートを活用し、施設の評価に繋げていくことが望まれます。	
		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	職員が不適切な保育を行わないよう、日々の保育から不適切な保育に繋がると思われる状況を確認した場合は、クラス担任同士や他クラスの職員・主任保育士等が声を掛け合い予防に努めています。今後は、体罰等の禁止事項を「就業規則」等に明記することが望まれます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	188人 (回収率 76%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2025年 8月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は 76%で、自由記述欄には、43%の方が声を寄せていました。設問が 14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆90%の高率が2設問ありました

- お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか。
- 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実しているとわかるようになっていきますか。

◆80%台の回答は6設問ありました

- 入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。
- 園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
- 子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。
- 園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。
- 園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。
- 職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。

◆70%台の回答は2設問ありました

- 日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じてくれたり、個別面談などを行っていますか。
- 懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

◆60%台の回答は2設問ありました

- 園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか。
- 災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。

◆50%台の回答は1設問ありました

- 保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。

◆49%以下の回答は1設問ありました

- 保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。

【総合的な感想】

特に意見の多かった点は、丁寧に保育してくださり、報告や相談もしやすいので安心して預けています。子どもも保育園が楽しいと言って通っています。という回答がありました。要望があったのは、イベントが少ないように思います。もう少しイベントを増やして欲しいと思います。という回答が寄せられています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等